

建設工事における積算内容確認の実施要領

1 目的

この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の積算内容確認の実施のために必要な事項を定める。

2 対象

(1) 積算内容の確認を行うことができる工事

競争入札に付する全ての工事（予定価格を事前公表する工事及び落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）ただし、指名審議会において、積算内容確認の対象とすることが適さないと認めた場合は、この限りでない。

(2) 積算内容の確認を行うことができる者

当該入札において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）

(3) 積算内容の確認手続きを行うことができる内容

当該工事の設計図書の積算内容

3 入札参加者への周知

対象工事については、設計図書及び入札公告に積算内容の確認を行うことのできる工事であることを明示するものとする。

また、入札執行者は、入札執行前に、積算内容の確認を行うことができる工事であること、落札候補者が必ずしも落札者とならず、落札決定を保留し、積算内容確認期間終了後に落札者を決定する旨を入札者へ周知するものとする。

4 積算内容確認のながれ

(1) 手続きの開始

入札執行者は開札後、2－(1)に該当する場合は、入札者に落札決定の保留を告げ、速やかに光市ホームページにおいて公表する。

ア 入札状況（様式第1号）

イ 積算内訳書

公表用設計書（レベル3までの内訳書）。

(2) 公表の方法

入札者にパスワードを通知し、光市ホームページにて公開するものとする。

(3) 確認依頼書の提出

入札者は積算内容の確認を行う場合は、落札決定が保留された日の午後1時から翌日午後3時までに限り、入札監理課へ積算内容確認依頼書（様式第2号）の持参により積算内容の確認依頼を行うことができる。

なお、確認依頼を行う際は具体的な事項を明示し、必要に応じて根拠資料を添付すること。

(4) 確認依頼書の受理

入札監理課は、提出された確認依頼書が前項及び2に該当するものであるかを確認の上でこれを受理する。

(5) 積算内容の確認結果

入札監理課は確認依頼書が提出された場合は、速やかに工事担当課長へ積算内容の確認を依頼する。工事担当課長は、確認結果を確認依頼書の提出期限の末日から起算して2日（休日等を除く。）以内に入札監理課へ提出し、積算内容回答書（様式第3号）を依頼した業者にFAXにて回答するものとする。

(6) 確認期間終了後の疑義の申立等

確認期間終了後において、設計図書の積算内容に係る疑義については受け付けないものとする。

5 確認依頼として取扱わないもの

- (1) 入札者以外の者から提出されたもの
- (2) 確認依頼の対象となる工事が特定できないもの
- (3) 確認依頼が具体的でないもの、その他確認依頼が特定できないもの
- (4) 数量、仕様書等配布された設計図書により確認できるもの
- (5) 入札前に質問を行うことにより確認ができるもの
- (6) その他当該入札に直接関係ないもの

6 積算内容確認期間終了後の取扱い

- (1) 積算内容の確認依頼書の提出がなかったときは、期間終了後、速やかに工事担当課長にその旨を報告し、当該入札事務を続行するものとする。
- (2) 積算内容の確認依頼書の提出があったときは、4-(5)の回答に基づき、次のとおりとする。
 - ア 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。
 - イ 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる場合等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、入札者全員に、積算内容確認の結果について（様式第4号）をFAXにて通知するものとする。それ以外のときは入札事務を続行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。